

— 令和2年度気仙沼市創造的産業復興支援事業補助金(通算第6期) —

新たな取組みを行う事業者や起業者を公募します

- 市では、新産業創出施策の一環として、地域資源等の活用，社会課題・地域課題の解決などを伴う新たな事業展開をする事業者や起業者に対し，その費用の一部を補助します。
- 取組内容や事業規模により2つの枠組みを設定し，新たな素材・技術の活用，地域資源の新たな利用方法の開発，原料・製造・販売面での新たな試み，新分野への進出などによる事業展開や起業に対し支援を行います。
- 申請の受付期間は4月9日（木）から5月14日（木）までとします。

1 気仙沼市創造的産業復興支援事業補助金 概要

事業の名称	新規事業展開枠	起業支援枠
補助対象者	市内において産業として新規性及び持続可能性を有し，地域資源等を活用する事業，又は地域課題の解決を伴う事業を行う個人又は法人	市内において産業として新規分野で起業する個人又は法人のうち，補助金の募集開始以降6か月以内に創業する方又は補助金の募集開始以前1年以内に創業した方
補助率	次の(1)～(4)の条件をみたす方 (1) 市税を滞納していない方 (2) 本補助金を受けようとする事業に対し，国，県又は市の他の補助金の交付を既に受けていない方 (3) 中小信用保険法第2条第1項に規定する個人又は法人 (4) 気仙沼市暴力団排除条例第2条第3号又は第4号の規定に該当しない方	
補助限度額 ／事業者	1/2以内	上限1,000万円，下限100万円
	上限1,000万円，下限100万円	上限200万円，下限50万円

2 予算額 3,000万円

- 3 応募書類
- (1) 創造的産業復興支援事業補助金交付申請書
 - (2) 事業計画書
 - (3) 収支予算書
 - (4) 市税の納税証明書

4 募集期間 令和2年4月9日（木）から令和2年5月14日（木）まで

- 5 その他**
- (1) 補助金交付事業者の選考は、市内産業関連団体の構成員及び地方公共団体の職員で構成する「補助金交付事業者選考委員会」で行います。
 - (2) 交付決定以前に支払った費用、交付決定以前に契約した工事等に関しては本補助金の対象となりません。
 - (3) 補助金交付事業者には、事業実施期間中の進捗について中間報告をお願いする場合があります。

【参考1】本事業の実績

実施年度	採択数（応募総数）	総事業費	財源	
H24年度	10事業者（41事業者）	7,500万円	音楽ユニット COMPLEX 様からの寄付金	
H27年度	4事業者（25事業者）	3,000万円	地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金（地方創生先行型）	
H29年度	1回目	5事業者（16事業者）	東日本大震災復興基金	
	2回目	1事業者（4事業者）		85万円
H30年度	1回目	7事業者（15事業者）		3,000万円
	2回目	2事業者（3事業者）		590万円
R元年度	1回目	4事業者（10事業者）		1,466万円
	2回目	2事業者（5事業者）		621万円

【参考2】その他の本市の産業復興支援策（本補助金関連を中心に）

本補助金を含め本市産業の本格的な復興に向けて、下図記載の支援策を用意しています。

名称	所管	内容	活用イメージ
店舗等快適化リフォーム促進事業補助金	産業戦略課	小売業，飲食サービス業，生活関連サービス業（※1），娯楽業（※2）のトイレなどの水回り，床や照明などのリフォーム工事の経費に対し補助することで観光客など来店者に対する衛生面の改善を図る。	既設店舗の事業主 ※1…洗濯業，理容業，美容業など ※2…スポーツ施設提供業など
地域商業施設等復旧整備事業補助金	産業戦略課	震災で全壊または大規模半壊した事業者の市内での事業に再開・継続を支援するため施設や設備に関する経費に対し補助を行う。	グループ補助を活用しない被災事業主（仮設店舗からの本復旧など）

関連する市震災復興計画重点事業
No. 67 「6次産業化推進事業」
No. 133 「コミュニティビジネス等支援」